

国民年金だよ



老齢基礎年金をもつには

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができます。

受給するための要件

次の期間の合計が少なくとも25年以上あることが必要です。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間
- ③ 第3号被保険者期間
- ④ 保険料の免除期間
- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金などの加入期間
- ⑥ 任意加入期間や※カラ期間

※カラ期間とは

カラ期間とは、年金額には反映されませんが、受給資格期間として入

れることのできる左のような期間のことです。

- ・昭和61年3月までに、会社員・公務員に扶養されている配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間

- ・平成3年3月までに、国民年金に任意加入しなかった学生の期間
- ・若年者納付猶予制度と学生納付特例により保険料を納めなかった期間（追納しなかった場合）

老齢基礎年金額（年額）

77万2,800円

これは、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額です。40年に満たないときは減額されます。

もうすぐ受給！年金を受ける手続き

年金の受給には、裁定請求が必要です。

年金は、受ける資格があつて、本人が「裁定請求」という手続きをしないと受けられません。老齢基礎年金の場合は、年金受給を迎える直前に、「裁定請求書」が送られてきますので、忘れずに提出してください。

裁定請求書を提出

添付書類は、受ける年金によって異なりますので、わからないときはご相談ください。

年金証書と裁定通知書が送付される

色々な手続きに必要となりますので、大切に保管しましょう。

送金

金融機関を通じて、年金が支払われます。年金の支払いは、2月4月、6月、8月、10月、12月の年6回です。



平成26年度から「2年前納」が始まりました

平成26年4月1日から、2年度の保険料を口座振替で納めることができるようになりました。

前納した場合の保険料額

納付方法	前納する期間	保険料額	現金で毎月納める場合と比べた割引額
現金	1年	17万9,750円	3,250円割引
口座振替	1年	17万9,160円	3,840円割引
口座振替	2年	35万5,280円	1万4,800円割引

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002